

千葉県報

号外
平成28年5月27日

目 次

○ 都市計画区域の変更(五件)	一
○ 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(十九件)	二
○ 都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更	五
○ 都市計画道路の変更(二件)	五
公 告	
○ 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧(十九件)	五
○ 都市計画用途地域の関係図書の縦覧(三件)	七
○ 都市計画準防火地域の関係図書の縦覧	八
○ 都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧	八
○ 都市計画道路の関係図書の縦覧(四件)	八
○ 都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧	八
○ 都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧(二件)	八
○ 都市計画火葬場の関係図書の縦覧	八
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(四件)	九
○ 都市計画公園の関係図書の縦覧	九

告

示

千葉県告示第三百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、東庄都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
東庄都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
香取郡東庄町宮本字形部の一部の区域
銚子市諸持町の一部の区域

千葉県告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、多古都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
多古都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
香取郡多古町島字七升の一部の区域
山武郡横芝光町篠本字大蒲の一部の区域

千葉県告示第三百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、銚子都市計画区域を次のとおり変更する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
銚子都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
銚子市諸持町及び八木町の各一部の区域
旭市瑞字北ノ井戸、字志戸及び字三番割、八木字藤株下、字八重ノ毛、字藤株、字細町、字田上道、字羽抜入、字海道谷津、字小坂臺、字南割、字新田前及び字目出倉新田前並びに上永井字番匠野及び字大谷の各一部の区域
香取郡東庄町宮本字形部の一部の区域

千葉県告示第三百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、横芝都市計画区域及び光都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
横芝光都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
横芝都市計画区域及び光都市計画区域の区域

山武郡横芝光町篠本字大蒲の一部の区域
香取郡多古町島字七升の一部の区域

千葉県告示第三百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、岬都市計画区域及び大原都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 変更に係る都市計画区域の名称

いすみ都市計画区域

二 変更に係る土地の区域

岬都市計画区域及び大原都市計画区域の区域

いすみ市岩船字谷畑の一部の区域

千葉県告示第三百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

東庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

東庄都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

多古都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、銚子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

銚子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

銚子都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八日市場都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

八日市場都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

八日市場都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、八街都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

八街都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

八街都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により、芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
芝山都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
横芝光都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、さんむ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
さんむ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
さんむ都市計画区域の区域

千葉県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

- 一 都市計画の種類及び名称
東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
東金都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、九十九里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
九十九里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
九十九里都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、茂原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
茂原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
茂原都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、長南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
長南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域
長南都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、白子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

白子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

白子都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、長生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

長生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

長生都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、一宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

一宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

一宮都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、岬都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに大原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

いすみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

いすみ都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、御宿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

御宿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

御宿都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

勝浦都市計画区域の区域

千葉県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、館山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次の

おり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
館山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
館山都市計画区域の区域

千葉県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝都市計画道路及び光都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
横芝光都市計画道路一・三・一号首都圏中央連絡自動車道線ほか七路線
- 二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

千葉県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、岬都市計画道路及び大原都市計画道路を次のとおり変更した。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
いすみ都市計画道路三・四・一号大原駅前線ほか六路線

二 都市計画を定める土地の区域
変更なし

公 告

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十一号に係る東庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十二号に係る多古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十三号に係る銚子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十四号に係る八日市場都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の關係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十五号に係る八街都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十六号に係る芝山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十七号に係る横芝光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十八号に係るさんむ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百二十九号に係る東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十号に係る九十九里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十一号に係る茂原都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十二号に係る長南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十三号に係る白子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十四号に係る長生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十五号に係る一宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十六号に係るいすみ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十七号に係る御宿都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百三十八号に係る勝浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日山武郡横芝光町の変更に係る横芝光都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日山武郡横芝光町の変更に係る横芝光都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日茂原市の変更に係る茂原都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百四十号に係る横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百四十一号に係る横芝光都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日山武郡横芝光町の変更に係る横芝光都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十八年千葉県告示第三百四十二号に係るいすみ都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画汚物処理場の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日長生郡長生村の決定に係る長生都市計画汚物処理場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日長生郡長生村の決定に係る長生都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画ごみ焼却場の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画ごみ焼却場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画火葬場の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画火葬場の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日市原市の決定に係る市原都市計画地区計画海保地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日茂原市の変更に係る茂原都市計画地区計画東郷富士見地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日茂原市の決定に係る茂原都市計画地区計画富士見公園南地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画地区計画大原台地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十八年五月二十七日いすみ市の変更に係るいすみ都市計画公園の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料

月ぎめ
一部
二〇〇円
(送料を含む。)

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八